

第5編 控訴、破棄請求および再審理

第1章 判決および特定の決定に対する控訴

第846条の2のa 県控訴院で、第一審として陪審法廷の法廷長（上級裁判官）によって下された判決は、関連する自治州の高等裁判所の民事・刑事裁判部に控訴することができる。陪審法廷組織法(Ley Orgánica del Tribunal del Jurado) 第36条に規定される問題を裁定して、陪審法廷の法廷長（上級裁判官）により下される決定も控訴できる。また、本法第676条に規定されるケースでも控訴できる。

(自治州) 高等裁判所の民事・刑事裁判部は3人の上級裁判官で構成され、この控訴を審理する。

第846条の2のb 控訴は、判決の最後の通知から10日以内に、検察官、有罪判決を受けた者およびその他当事者が提起できる。

また、刑事責任の免除を宣言された者は、保全措置を科された場合、または、刑法の規定に従って民事責任があると宣言された場合、控訴できる。

上記の期間内に控訴しなかった当事者は、異議申立て手続き(trámite de impugnación)で控訴を(*他の控訴に便乗して)提起できる、しかし、この控訴は主たる控訴人が自己の控訴を保持することに従う。

第846条の2のc 控訴は、次のいずれかの理由に基づかなければならない：

a) 訴訟手続きまたは判決において、(控訴人の)無防備を引き起こした訴訟規則・保障の違反が発生したこと。このとき、(控訴人側で)適時な是正要求がなされていた場合。この是正要求は、告発された違反が憲法で保障された基本的権利の侵害を伴う場合、必要ない。

このために、他の目的を害することなく、以下の主張を行うことができる：第850条および第851条に関係するもの、この際、第851条5号および6号の上級裁判官への参照は、陪審員をまた指すものと解される：陪審員に与えられた指示における不公平による、または、(陪審)票決目的の命題の欠陥による、あるいは、票決を陪審に(差戻しが命じられなかった)差戻すべきであった原因が存在することによる、票決における瑕疵の存在。ただし、そこから無防備が生じた場合に限る。

b) 判決が、(犯罪)行為の法的評価において、または、刑罰、保全措置または民事責任の決定において、憲法または法的規範に違反した。

c) 訴追のための証拠が存在しないことを理由に陪審の解散が要求され、その要求が不当に却下された。

d) 陪審の解散が取り決められたが、それは手続きされなかった。

e) 裁判でなされた証拠調べを考慮すると、科された刑には合理的な根拠が全く欠如しているために、推定無罪の権利が侵害された。

a)、c)およびd)の場合、控訴が（訴訟）手続きに受理されるためには、告発された違反がなされた時、適時な抗議が行われていなければならない。

第 846 条の 2 の d 裁判所書記官は、控訴期限が切れると、（提出された）控訴状を、5 日以内にその他の当事者に送付する。これらの者は、控訴に異議申立て、または、従属控訴(recurso supeditado de apelación)を提起できる。これが提起されると、その他の当事者に送付される。

5 日の期間を過ぎても、異議申立てがなく、従属控訴が提出されない場合、または、場合によって、（それらが提起されて）他の当事者に送付された場合、裁判所書記官は、当事者全員を 10 日以内に高等裁判所の民事・刑事裁判部に出頭するよう、召喚する。

主たる控訴人が出頭しない、または、控訴を放棄した場合、裁判所書記官は訴訟記録を県控訴院に返却する。県控訴院は判決は確定したと宣言し、その執行に移行する。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 846 条の 2 の e 控訴人が出頭すると、裁判所書記官は控訴の審問期日を設定し、訴訟の当事者および、いずれにしても、被告人および民事上の責任を負う第三者を呼び出す。

審問は公聴会(audiencia pública)で開催され、まず控訴当事者が口頭で開始し、続いて検察官（控訴人でない場合）、および他の被控訴当事者が続く。

従属控訴が提出された場合、この当事者は主控訴人の後に発言する。主たる控訴人は、（反論を）放棄していない場合は、これに反論できる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 846 条の 2 の f 審問の後 5 日以内に判決を下さなければならない、第 846 条の 2 の c の a)および d)で言及される理由のいずれかにより控訴が認容される場合、判決は、新たな裁判を開催するために、県控訴院に訴訟を差し戻すよう命じる。それ以外の場合はすべて、対応する裁定を下す。

第 846 条の 3 ① 管轄権の欠如または完全却下による訴訟の終結を伴う決定、および、第一審としての県控訴院または全国控訴院の刑事裁判部によって下された判決は、それぞれ、その領域内の（自治州）高等裁判所の民事・刑事裁判部、および、全国控訴院の控訴裁判部に控訴することができる。それらは判決で控訴を裁定する。

② 高等裁判所の民事・刑事裁判部と全国控訴院の控訴裁判部は、前項に規定された不服申立てを審理するために 3 名の上級裁判官で構成される。

③ 本条第 1 項に規定される裁定に対する控訴は、本法第 790 条、第 791 条および第 792 条の規定に従う。ただし、（当該数条では）（一人制刑事）裁判所への参照は、控訴された裁定を下した司法機関を指すものと解され、県控訴院等への参照は、控

訴を審理する管轄を有する司法機関を指すものと解される。
(本条の新設。2015年)